

# 雇用保険料の徴収免除制度の廃止について

平成29年1月1日より雇用保険法が改正され、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。経過措置として令和元年度(令和2年3月)までは雇用保険料の徴収を免除されていますが、令和2年度(令和2年4月1日～)より65歳以上の労働者も雇用保険料を徴収する必要がありますので、ご注意ください。

また、保険料率は毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

[ホーム](#)[政策について](#)[分野別の政策一覧](#)[雇用・労働](#)[雇用](#)[雇用保険制度](#)[雇用保険料率について](#)